




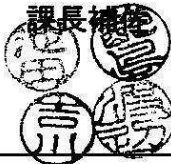




| | | | | | | |
|----------------|---|---|---|--|---|--------------------------------|
| 議会事務局 | | | 編さん番号 | | | |
| 起案 | 平成 18 年 12 月 13 日 | 施行 | 平成 年 月 日 | | | |
| 決裁 | 平成 18 年 12 月 21 日 | 完結 | 平成 年 月 日 | | | |
| 分類番号 | 002-007 | 保存年限 | 永年 | | | |
| 番号 | 川 収 発 第 号 | 【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ） | | | | |
| 公開・非公開の区分 | 部分公開 | 個人情報 | 無 | | | |
| 非公開(部分公開)とする事由 | 情報公開条例 第7条 第5号 に該当（審議、検討、協議に関する情報） | | | | | |
| 時 限 非 公 開 | 解除予定年月日（ 年 月 ） | | | | | |
| 件名 | 議会運営委員会小委員会会議録（要点筆記） （第13回 議会改革小委員会） | | | | | |
| 伺い文 | 別添のとおり報告いたします。 | | | | | |
| 決 裁 欄 | 議 長 | 委員長 | 局 長 | 課 長 | 主 査 | 起案者 川野 道広 議事係 電話 2266 |
| |  |  |  局次長  |  課長補佐  |  主任  | |
| 合 議 | | | | | | 公印承認 |
| | | | | | | 文書主任 |
| 決裁後供覧 | | | | | | 意見又は処理方針 |

(別紙)

1 件名 議会運営委員会小委員会会議録 (要点筆記)

(第13回 議会改革小委員会)

2 日時 平成18年12月13日(水) 開会 午後 4時28分

閉会 午後 5時26分

3 場所 市議会第1委員会室

4 議題 議会運営に関する検討事項について

5 出席者 榎本委員長、菅副委員長、大関、岩澤、松本(佳)、金子の各委員

6 事務局 森田局次長、安田課長、渡辺補佐、齋島補佐、金子主査、川野主任、川瀬主任

榎本委員長

本日は、一般質問終了後のお疲れのところご参集賜り、ありがとうございます。

開 会 午後 4時28分

榎本委員長

それではただ今から、第13回「議会改革小委員会」を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、「政務調査費に関すること」について検討して参りたいと存じますが、「政務調査費に関すること」については、前回の小委員会において、委員長試案として政務調査費の使途基準（案）を作成し、協議いたしましたところ、各会派持ち帰り検討することといたしましたが、その後の検討状況はいかがでしょうか。

暫時、休憩いたします。

休 憩 午後 4時29分

再 開 午後 4時35分

榎本委員長

再開いたします。

その後の検討状況について、何かご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 政務調査費については、テレビ、新聞等各種メディアで報道され、大きな関心事として取り上げられている。そのために、様々なことが起っていることはご承知のとおりである。

会派において、取り扱いについて研究してきたが、この委員長試案に則って運用すれば問題は起こらないと思うが、1項目ずつ精査していくと、これまでの基準の解釈が違っていた部分があり、反省すべき点もあるが、非常に使い難いものになってしまうという思いがある。議員としての活動が狭められることにもつながりかねないという状況の中で、試案に則って支出しなければならないという厳しさを感じている。

会派内の議論の例を挙げると、

- ・調査旅費の中で、例えば上限を3分の1とするなどに設定し、海外視察の旅費も含まれるのではないのか
- ・市民との交流も1つの仕事ととらえると、各種会合等の会費について、上限を定め対応できないのか。自らが所属している団体は除外するが、議員として呼ばれた会合等の会費についてどうなのか
- ・事務所費について、他人のものを賃貸している場合は認められているが、自分の家の中や、敷地内などに設置されていても、上限を2分の1や3分の1に設定して認められないか
- ・調査旅費について、日当を認めるべき

等々の意見が出ているが、1つ1つの項目については、まだ詰め切れていないことから、今後さらに検討を加えたい。

基本的には、試案に沿った形で運用しなければならないという思いである。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

目黒区の例があり、かなり厳しく捉えている。基本的には試案の内容で運用せざるを得ないとの考えの中で、

- ・ 充当できない経費として挙げられているが、町会等の地域の会合の会費など、交際費的な支出について考えられないか。議員であることと呼ばれるというケースが多く、この点について議論できないのか
 - ・ 同様に、病気見舞いについてはどうか。難しいとは思いますが、交際費的な経費をどう考えるか
- などの意見が、会派内の議論で出ている。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

試案をもとに、これまでのあり方も含めて会派内で議論した。これまでの使途基準に基づいてやるということを前提とする必要があるという意見である。

個別の例については、

- ・ 調査旅費の日当について、試案では除外としているが、個人視察は認められている。個人視察を廃止するというのであれば理解できるが、同じ視察で、片方は認められ、もう一方は認められないというのはおかしいのではないか。現状のまま適用するとした方が良いのではないか
- ・ 按分にあたっての考え方の最後の段落の、「以上のことから、」の後に、「調査研究に資するとは言え」と入れるべきである。以降の文章とのつながりで、まるで適当でない経費に2分の1も支出するかのような誤解を招く恐れがある
- ・ 事務所費について、1人の場合上限が60,000円で、7人の会派だと420,000円まで支出できることとなる。資料等の購入費についても同じことが言えるが、会派と個人の取り扱いについて考える必要があるのではないか
- ・ 事務所費について、報告書様式に賃貸借契約先を記載する欄があるが、賃貸借せず自らの家の一部などを使って設置している場合も、それ相応のものを考える必要があるのではないか。借りる場合だけは良いというのはおかしいのではないか。人件費についても、家族、親族はだめであるというのは、社会的な観点からは理解できるが、経費を少なくするという意味ではどうなのか。一人ひとりの議員に事務所を保障するという観点での議論であるが、これらの点について研究する必要がある
- ・ 会計処理方針について、証拠書類として領収書を徴することとしているが、例えば、本などを買って、レシートではなく、その都度領収書をもらう必要があるのか。レシートもみなすということにした方が良いのではないか
- ・ 別表2の収支報告書の記載内容について、会派でまとめたものとした場合これで良いかも知れないが、個人個人が報告するものとしてはもう少し細かいものが必要なのではないか
- ・ 各種団体の新年会等の会費は支出できないこととされているが、議員になったということと呼ばれるということがあり、行ったことにより会費が必要となることがある。議長から通知が出されており助かっているが、いまだに会費を取る場合

がある。議員になっているが故にという部分で、2分の1とするのが良いのか結論は出ていないがこの場で決めておいた方がいいのではないか。もちろん、その前段階として公選法等に抵触しないことを確認する必要がある。試案2ページから3ページにかけて記載されている、「議員活動は、議会活動、会派活動、政治活動等と多彩であり、」の多彩を位置付けておかなければならないのではないかと、**〇**さんから海外視察についての話があった。この試案には記述はないが、よしとするか、否とするか、ここで議論した上で決めるということについては否定しない。ここで議論しておかないといけない

この問題は、議会全体の権威に関わる問題である。議論して合意形成を図る必要がある。この試案にぶら下がりながら、肉付けできるよう努力したい。

榎本委員長

〇さんいかがでしょうか。

これまでの使途基準があり、今回委員長試案が示され検討する中で、会派内での解釈の仕方もそれぞれ出てきた。

例えば、

・懇談会やレクリエーション大会等に出席することで、地元の様々な話を聞くことができる。参加費は認めてもいいのではないかと

事務所のあり方についても、様々な意見が出た。結論から言うと、各会派の意見を聞きながら、そのすり合わせを行なって決めていくということである。

ただし、我が会派は最初から一貫して申し上げているとおり、

・支出に対して、領収書はしっかりと添付し、公開すべきである。疑問を持たれないようにすべき

という意見である。

榎本委員長

〇さんいかがでしょうか。

会派内でも侃侃諤諤の議論であったが、この基準をもとに対応できるようにするというのが基本的なスタンスである。その中で、

・政務調査費を使えなくするのではないという観点から、1ページの基本方針の中に、「政務調査費は議員として活動を行い、その結果を市民に還元するためのものである」旨の一文を加えていただきたい。必要な経費すら認められないということで、市議会議員という職務が魅力を失ってはいけない。しっかりと基本方針の中に加えていただきたい

・事務所費について、事務所の経費の月額限度額60,000円はどのような根拠をもって設定されたのか伺いたい。また、政務調査専用の事務所と、そうでない事務所の区別をどのように付けるのか

・事務機器等借上料について、按分で2分の1とする根拠は何か。共用の形態で事務所を設置している場合、通常時の政務調査と選挙前では、分量が異なったりするが按分は妥当か

・その他の経費について、もう少し弾力的に使えるほうが良いのではないかと

・会計処理の方法について、この試案に示された内容だけでは保管・運用の方法が明確に見えてこないので詰める必要がある

・カード決済について、通帳の写し等を領収書に代えられるということにして、認

めていただきたい。カード決済の場合ポイントの問題があるが、ポイントを除いた形で使えるようにしたい

・収支報告のあり方について、例えば、初乗り料金で行って、帰ってきた場合などにも、事細かな報告が必要だろうか。金額によって差をつけたらどうかというような議論があった。

榎本委員長

ただいま、各会派のご意見を伺いました。

- ・■■■■さんは 海外視察についてなど
- ・■■■■さんは 交際費的な経費について認めることなど
- ・■■■■さんは 日当の取り扱いについて、按分にあたっての考え方に文言を加えること、事務所費について、各種会合の会費について、会計処理の領収書について、収支報告書の記載項目についてなど
- ・■■■■さんは 懇談会・レクリエーション大会等の参加費について、領収書の添付について
- ・■■■■さんは 基本方針への文言追加、その他経費の弾力的使用について、カード決済を可能とすること、収支報告のあり方についてなど

各会派のご意見は、概ねこのようなものであります。これを踏まえて、公選法とのからみも含めた可否について、事務局としての考えをお願いします。

森田局次長

今の意見について、この場では判断できないので時間をいただき、次回の小委員会で報告させていただく。

ただし、1点言えることは、日当の取り扱いについては、川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例では日当の規定があり、政務調査費の場合は認められないというのはおかしいので、認めざるを得ないのではないかと考える。

別表2の収支報告書の様式についてであるが、これは、領収書が添付できないものが対象である。

事務所費の支出限度額60,000円の根拠であるが、政務調査費の月額が180,000円であり、2分の1とすると事務所費が占める割合が多くなるとの判断から、3分の1を目処としたことから60,000円としたものである。

ただ今出された課題については、事務局にて検討し報告させていただく。

榎本委員長

それでは、この件につきまして、今月中にもう一度小委員会を開催し調整して参りたいと考えております。ただ今の、各会派のご意見につきましては、事務局にて整理して次回に報告するというご理解下さい。次回、報告を受けて、その上でさらに議論を深めて参りたいと思います。

■■■■ 1点言い忘れた。1ページの調査旅費の主な使途中の、「視察先への手土産」という表現方法について、社会的な必要性は認めるが、言い方をもう少し工夫できないのか。

■■■■ 会派支給がいいのか、個人支給がいいのか、それとも会派と個人の選択制がいいのか。参考とした自治体は選択制が多かったように感じる。

我々の会派は20人いるので、会派支給とした場合経理責任者の負担が重くなってしまう。会派としての結論は出ていないが、こういう点も考慮しなければなら

いと考える。

議論に出ているのは、この場で決めたものが決定的なものではないだろうということである。オンブズマンが訴えて、判断は司法が行うということである。我々の思いだけで決められるものではない。個々の議論は色々あるが、使途基準としてはこの試案に準じるしかないのではないか。

試案の基本方針では、「会派または議員に支給する」ととれる。その前提での使途基準、運用であると理解している。そういう中で、議員支給にするのか、個人支給にするのかを決めてしまうのはどうか。会派に支給するとしてきたのは、個人の報酬に対する裏返しであるという歴史的な背景がある。現在は法定化に伴い、議員または個人となったものである。

榎本委員長

他にご意見はありますか。

森田局次長

先ほどの意見の回答については、事務局で詰めた後、委員長を交えて検討し、次回に報告するということでよいか。

－ 各会派了承 －

1点提案したい。本日の意見書の調整において、原案に対する修正案で2会派がまとまりつつあったが、全会一致にはならないことから、原案を上程するという取り扱いがされたが、この点の見直しについて、政務調査費の検討に目処がついた時点でかまわないので、取り上げていただきたい。

榎本委員長

本小委員会の議論を政務調査費に絞り込むに当って、他にも多くの検討すべき課題を棚上げしたという経緯がございます。ご意見として拝聴し、政務調査費の検討が終った段階で検討するというご了承願います。

最後に、次回の日程につきましては、12月20日(水)、午後1時から、第1委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第13回「議会改革小委員会」を閉会いたします。本日は、たいへんご苦勞さまでした。

閉 会 午後 5時26分